

建設企業協議会協議事項

〔	日時	令和5年11月21日(火)	〕
		午前10時	
	場所	第四委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 指定管理者候補者の選定について（新井田川水防センター及び馬淵川水防センター）
- 2 八戸市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 3 八戸市道路占用料徴収条例の一部改正（案）の概要について
- 4 市道路線の認定について
- 5 指定管理者候補者の選定について（中央駐車場）
- 6 指定管理者候補者の選定について（こどもの国及び八戸植物公園）

指定管理者候補者の選定について (新井田川水防センター及び馬淵川水防センター)

新井田川水防センター及び馬淵川水防センターの指定管理者候補者として、現行の指定管理者である下記団体を選定した。

1 対象施設

八戸市新井田川水防センター及び八戸市馬淵川水防センター

2 指定管理者候補者

団体名：八戸地域広域市町村圏事務組合 代表者名：管理者 熊 谷 雄 一

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年 12 月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理料の提案額（5年間分）

84,500千円（市が提示した上限額 84,500千円）

（現在の指定管理料（5年間分）84,500千円）

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 選定の理由

防災ステーションの一部に立地する水防センターは、洪水時等の水防活動や復旧活動等を円滑に行うための拠点施設であることから、防災の知識に長け、また災害に備えた組織体制が整っている管理者による運営が求められる。

よって、指定管理者の選定に当たっては、公募によらず、現行の指定管理者を選定するものである。

八戸市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 改正の理由

水防法の一部改正に伴い、規定の整理をするもの

2 改正の概要

八戸市水防協議会条例において引用する、水防法の一部改正により、条項ずれが生じたため改正するもの

八戸市水防協議会条例	
改正後	改正前
(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号) <u>第34条第1項</u> の規定に基づき、八戸市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号) <u>第26条第1項</u> の規定に基づき、八戸市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

3 専決処分の理由

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

4 施行期日

令和5年11月6日

5 処分年月日

令和5年11月6日

八戸市道路占用料徴収条例の一部改正（案）の概要について

- 1 **改正理由** 道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料の額を改定するためのものである。
- 2 **改正内容** 占用料の額の改定（八戸市道路占用料徴収条例第2条）
（改定内容は別紙のとおり）
- 3 **施行期日** 令和6年4月1日

別紙 八戸市道路占用料徴収条例の一部改正に係る占用料の金額について

別表（第2条関係）

占用物件			単位	占用料	
				改正後	現行
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年		<u>570円</u>	510円
	第2種電柱			<u>870円</u>	790円
	第3種電柱			<u>1,200円</u>	1,100円
	第1種電話柱			<u>510円</u>	460円
	第2種電話柱			<u>810円</u>	730円
	第3種電話柱			<u>1,100円</u>	1,000円
	その他の柱類			<u>51円</u>	46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		5円	5円
	地下に設ける電線その他の線類			3円	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		<u>490円</u>	450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>300円</u>	270円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年		<u>1,000円</u>	910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>420円</u>	380円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>1,800円</u>	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000円</u>	910円
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		<u>21円</u>	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>30円</u>	27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45円</u>	41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61円</u>	55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91円</u>	82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120円</u>	110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210円</u>	190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300円</u>	270円
	外径が1メートル以上のもの			<u>610円</u>	550円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000円</u>	<u>910円</u>
法第32条 第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を 乗じて得た額	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.007を 乗じて得た額	Aに0.01を 乗じて得た額

占用物件			単位	占用料	
				改正後	現行
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>900 円</u>	930 円
	地下に設ける通路			<u>540 円</u>	560 円
	その他のもの			<u>1, 000 円</u>	910 円
法第 32 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>18 円</u>	19 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>180 円</u>	190 円
令第 7 条第 1 号に掲げる 物件	看板(アーチ であるものを除く。)	一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>180 円</u>	190 円
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1, 800 円</u>	1, 900 円
	標識		1 本につき 1 年	<u>810 円</u>	730 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	<u>18 円</u>	19 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	<u>180 円</u>	190 円
	幕 (令第 7 条第 2 号に掲げる工 事用施設であ るものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>18 円</u>	19 円
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>180 円</u>	190 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	<u>1, 800 円</u>	1, 900 円
		その他のもの		<u>900 円</u>	930 円
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1, 000 円</u>	910 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				<u>A に 0.031 を乗じて得た額</u>	A に 0.033 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>180 円</u>	190 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				<u>100 円</u>	91 円
令第 7 条 第 8 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>A に 0.012 を乗じて得た額</u>	A に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			<u>A に 0.017 を乗じて得た額</u>	A に 0.023 を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの		<u>A に 0.004 を乗じて得た額</u>	A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		<u>A に 0.006 を乗じて得た額</u>	A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		<u>A に 0.007 を乗じて得た額</u>	A に 0.01 を乗じて得た額

占有物件		単位	占用料	
			改正後	現行
令第7条第8号に掲げる施設	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		<u>Aに0.011を乗じて得た額</u>	Aに0.012を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。

市道路線の認定について

○ 認 定 路 線

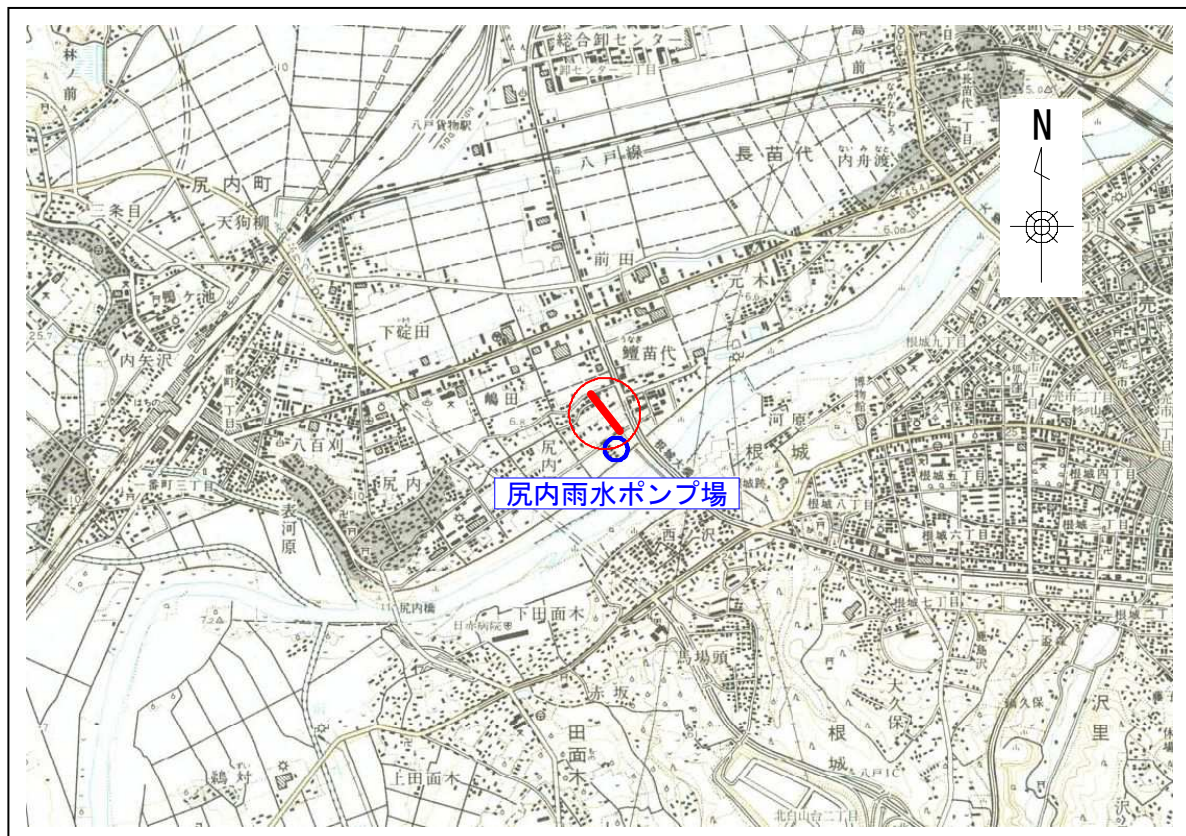
【長苗代地区】

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1730	化石尻内河原線	5.9～7.4	206.0
計	1 路線		206.0

合計	1 路線	206.0 m
----	------	---------

位 置 図

【長苗代地区】



【長苗代地区】



認定路線(長苗代地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1730	化石尻内河原線	5.9~7.4	206.0

凡 例	
認定路線	「起点」 「終点」 
道 路	=====

指定管理者候補者の選定について（中央駐車場）

八戸市中央駐車場の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（都市整備部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 対象施設

八戸市中央駐車場

2 指定管理者候補者

団体名：三八五交通株式会社

代表者名：代表取締役 小笠原 修

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理料の提案額（5年間分）

186,631千円（市が提示した上限額 186,841千円）

（現在の指定管理料（5年間分）164,323千円）

※ 主な増額理由：人件費及び光熱水費等の上昇。

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

令和5年7月20日（木）

募集要項の公表

令和5年8月10日（木）

公募説明会・現地見学会

令和5年8月24日（木）～9月8日（金）

申請受付

令和5年9月26日（火）

指定管理者選定委員会の開催

※ 書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1団体（内訳：株式会社（1））

(3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員3名を含む6名で構成）において、選定基準に基づいて審査（採点）を実施した結果、「三八五交通株式会社」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙のとおり。）

八戸市中央駐車場指定管理者候補者の選定基準

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審査要領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所			劣る	やや劣る	(現行水準を確保 標準点)	優れている	特に優れている
①	市民の平等な利用が確保されるものであること	施設の設置目的の理解度	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
		施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令遵守)			法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。						
②	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること	利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組み	35点	事業計画書「3 施設運営の実施計画」及び「4 自主事業の実施計画」	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされる計画であるか。	25点	0～8	9～17	18	19～22	23～25
					利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応)						
					自主事業が、施設の機能を高める内容となっているか。						
		施設、設備等の維持管理の内容と水準		事業計画書「2 施設、設備等の維持管理計画」	施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。 提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
③	管理に要する経費の縮減を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性	20点	収支計画書	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					管理運営に要する経費の積算は適切か。						
					使用料収入の目標額は適切か。						
	収支計画の実現性			収支計画書及び事業計画書全体	収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審 査 配 点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所			劣 る	やや 劣 る	現 行 水 準 を 確 保 (標 準 点)	優 れ て い る	特 に 優 れ て い る
④	管理を安定して行う 能力を有するもので あること	施設を安定的に管理運営 できる人的体制(職員数、 経験の有無)	30点	事業計画書「5 人員体制等」 (但し(4)を除く)及び「6 個 人情報の保護」	施設の運営体制は十分か。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					施設管理に従事する者への指導、研修体制は整って いるか。						
					個人情報の保護に関する措置は適切か。						
		施設を安定的に管理運営 できる財政的基盤		法人等の経営状況を説明す る書類	団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていな いか、黒字経営か)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。						
		類似施設の運営実績		事業計画書「5 人員体制等」 (4)類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
⑤	市の重要施策が推進 されるものであること	本社・本部等の所在地が 市内にあるか	5点	登記簿謄本等	市内にある場合は2点を付加。	2点					
		当該施設における障がい 者雇用等についての計画 があるか		事業計画書「5 人員体制等」	常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や 職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は 1点を付加。	2点					
		協働のまちづくりの推進 に有効な定期的計画があ るか		事業計画書「8 自由提案」の 記載内容	応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関 する計画がある場合1点を付加。	1点					
				合計	100点						

中央駐車場指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 （三八五交通株式会社）	指定管理者候補者の提案に対する評価内容			
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	60点	44点	・管理運営の基本的考え方について、施設の設置目的や市が示した管理方針を十分理解した提案がなされており、市民の平等な利用が十分確保されるものと見込まれる。			
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（35点）	210点	163点	・駐車料金徴収業務や施設・設備等維持管理業務などの実施計画が適切であると認められる。 ・事業計画書の内容が、具体的・現実的で、かつ創意工夫や積極性があり、利用者に対するサービスの向上が期待できる。 ・施設利用の拡大に向けた宣伝・広報活動が適切である。 ・安全確保対策や利用者ニーズの把握、クレーム対応などについて具体的な提案がなされている。			
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（20点）	120点	88点	・管理運営経費を節減する提案がなされており、収支計画と事業計画についても、整合性と実現可能性が高いことから、施設の効果的な管理が見込まれる。			
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		186,631				
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（30点）	180点	145点	・事業計画に沿った駐車場の管理運営を行うために必要となる組織体制や人員配置計画が具体的に示されており、職員研修等も計画されている。 ・緊急時の対策、トラブルに対する対処方法が適切である。 ・当該施設の管理業務の実績を有している。 ・団体の財務状況も適切であり、安定的な人的能力及び財政基盤により、施設の管理を適切かつ安定して行う能力が高いと見込まれる。			
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	30点	18点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・当該指定管理者施設における明白な障がい者雇用計画がない。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。			
合計点 600点（委員6人×100点）	600点	458点				

指定管理者候補者の選定について（こどもの国及び八戸植物公園）

こどもの国及び八戸植物公園の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（都市整備部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 対象施設

こどもの国及び八戸植物公園

2 指定管理者候補者

団体名：三八五流通株式会社 代表者名：代表取締役 泉山 元

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理料の提案額（5年間分）

569,965千円（市が提示した上限額 569,965千円）

（現在の指定管理料（5年間分）548,730千円）

※ 主な増減理由：人件費の増

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

令和5年7月20日（木）	募集要項の公表
令和5年8月3日（木）	公募説明会・現地見学会
令和5年8月24日（木）～9月8日（金）	申請受付
令和5年9月29日（金）	指定管理者選定委員会の開催 ※ 書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1団体（内訳：株式会社（1））

(3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員3名を含む6名で構成）において、選定基準（別紙1）に基づいて審査（採点）を実施した結果、「三八五流通株式会社」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙2のとおり。）

八戸公園(こどもの国・八戸植物公園) 指定管理者候補者の選定評価表

別紙1

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣 る	やや 劣 る	(現 行水 準を 確保)	優 れて いる	特 に優 れて いる
①	市民の平等な利用が確保 されるものであること	施設の設置目的の理解度	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的 考え方」のほか事業計画書全体 の確保、法令遵守	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
		法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。									
②	公の施設の効用を効果的 に発揮させるものである こと	利用者へのサービスの向上など効果的かつ 適正な管理運営への具体的取組み	30点	事業計画書「3 施設運営の実施計画」及び「4 自主事業の実施計画」	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされる計画であるか。	20点	0～6	7～13	14	15～18	19～20
					設置条例に定める使用許可の基準、使用の制限等を理解しているか。						
					利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応)						
					開館時間、料金設定等についての考え方は適切か。(提案を求める場合)						
		公園施設、設備等の維持管理の内容と水準		事業計画書「2 施設、設備等の維持管理計画」	自主事業が、施設の機能を高める内容となっているか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。 提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
③	管理に要する経費の縮減 を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性	20点	収支計画書	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					管理運営に要する経費の積算は適切か。 利用料金収入の見込額は適切か。						
		収支計画の実現性		収支計画書及び事業計画書全体	収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
④	管理を安定して行う能力 を有するものであること	施設を安定的に管理運営できる人的体制(職員数、経験の有無)	30点	事業計画書「5 人員体制等」(但し(4)を除く)及び「6 個人情報の保護」	施設の運営体制は十分か。 施設管理に従事する者への指導、研修体制は整っているか。 個人情報の保護に関する措置は適切か。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					法人等の経営状況を説明する書類						
		施設を安定的に管理運営できる財政的基盤		事業計画書「5 人員体制等」(3)類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
		類似施設の運営実績									
⑤	市の重要施策が推進される ものであること	本社・本部等の所在地が市内にあるか	5点	登記簿謄本等	市内にある場合は2点を付加。	2点					
		当該施設における障がい者雇用等についての計画があるか		事業計画書「5 人員体制等」	常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は1点を付加。	2点					
		協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画があるか		事業計画書「8 自由提案」の記載内容	応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関する計画がある場合1点を付加。	1点					
⑥	施設の利用促進が図られる 自主事業であること。	利用者の増加を図るための自主事業の 企画・運営及び期待される効果	5点	事業計画書「4 自主事業の実施計画」で判定	利用者の増加が見込める企画・運営となっているか。 自主事業開催時に、日常の管理運営業務に支障が出ない体制となっているか。	5点	0～1	2	3	4	5
					合計	100点					

八戸公園（こどもの国・八戸植物公園）施設指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 (三八五流通株式会社)	指定管理者候補者の提案に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保されるものであること (10点)	60点	48点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、利用者の平等が確保され、適切な運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること (30点)	180点	143点	・事業計画書の内容が、具体的・現実的で、かつ創意工夫や積極性があり、利用者に対するサービスの向上が期待できる。 ・施設利用の拡大に向けた宣伝・広報活動が適切である。 (SNSの活用、リーフレットの作成、ポスターの掲示、マスコミへの取材依頼) ・多言語によるサービス提供・情報発信の計画がある。
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること (20点)	120点	94点	・全体経費の縮減が図られている。 ・収支計画と事業計画が整合し、実現可能な計画である。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：569,965千円		569,965	
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること (30点)	180点	143点	・施設の老朽化に対応した定期点検・修繕計画がある。 ・緊急時の対策、トラブルに対する対処方法が適切である。 ・過去18年間の同施設の運営により、施設の運転及び管理業務の実績を有している。 ・遊具や植物に精通した職員を配置し、研修会等にも参加させて能力の向上に励んでいる。
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点） (5点)	30点	30点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・障がい者の雇用計画がある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。
⑥ 施設の利用促進が図られる自主事業であること (5点)	30点	23点	・「はちのへ公園春まつり」及び「縄文なべまつり」という大規模なイベントを継続して実施する計画があり、又、親子向けのイベントを中心に充実を図っているため、利用者数の増加が期待できる。
合計点 600点(委員6人×100点)	600点	481点	